



ケーブル用コネクタ
東京地裁平成19年8月29日判決
平成17年(ワ)第22016号特許権侵害差止等請求事件

弁護士 近藤祐史

第1 事案の概要

本件は、ケーブル用コネクタに関する後記の特許権(以下「本件特許権」といい、その特許を「本件特許」、後記請求項1の特許発明を「本件発明1」、請求項4の特許発明を「本件発明2」、本件発明1及び本件発明2を併せて「本件発明」という。)を有する原告が、被告が物件目録に記載されるケーブル用コネクタ(本判決別紙物件目録1記載のケーブル用コネクタを「被告製品1」、別紙物件目録2記載のケーブル用コネクタを「被告製品2」といい、被告製品1及び被告製品2を併せて「被告製品」という。)を製造・販売する行為は、本件特許権を侵害すると主張して、被告製品の製造・販売の差止及び損害賠償等を求めた事案である。

1 前提となる事実等

(1) 本件特許権

原告は、次の特許権を有している(なお、上述のとおり、本件で問題とされている発明は2つあるが、本判決で判断されている争点は両者に共通しているため、請求項4の記載は省略する。))。

- ア 特許番号第 3295808 号
- イ 発明の名称 ケーブル用コネクタ
- ウ 出願日 平成11年10月6日
- エ 登録日 平成14年4月12日
- オ 請求項の記載

特許公報の請求項1の記載は次のとおりである。

「一面および反対面を持つケーブルを受けるためのケーブル用コネクタであって、前記一面に対向する接点部と前記反対面に対向する係合枢支部とを持つコンタクトと、前記コンタクトを予め定められた方向に挿入し保持するハウジングと、前記係合枢支部に係合するカム部を持ち、前記ケーブルを前記接点部に圧接させるためのアクチュエータとを有するケーブル用コネクタにおいて、前記コンタクトは、第1および第2接点部と第1および第2係合枢支部とを持つ第1および第2コンタクトから成り、前記カム部は、前記第1および第2係合枢支部に係合する第1及び第2カム部から成り、該第1カム部は、前記ケーブルの反対面を押し付ける第1カム押付面と、前記第1コンタクトの第1係合枢支部と係

合する係合カム面とを有し、前記アクチュエータは、前記第1カム押付面と前記係合カム面とで周回するように、前記第1係合カム面に隣接する貫通穴を備え、それにより、前記第1コンタクトの第1係合枢支部によって回転可能に支持され、前記第2カム部は、前記ケーブルの反対面を押し付ける第2カム押付部と、前記第2コンタクトの第2係合枢支部と受容し係合する係合カム面とを備えることを特徴とするケーブル用コネクタ。」

(2) 構成要件

本件発明1を構成要件に分説すると、次のとおりである。

- A 一面および反対面を持つケーブルを受けるためのケーブル用コネクタであって、
- B B1 前記一面に対向する接点部と前記反対面に対向する係合枢支部とを持つコンタクトと、
 - B2 前記コンタクトを予め定められた方向に挿入し保持するハウジングと、
 - B3 前記係合枢支部に係合するカム部を持ち、前記ケーブルを前記接点部に圧接させるためのアクチュエータと
- を有するケーブル用コネクタにおいて、
- C 前記コンタクトは、第1および第2接点部と第1および第2係合枢支部とを持つ第1および第2コンタクトから成り、
- D 前記カム部は、前記第1および第2係合枢支部に係合する第1及び第2カム部から成り、
- E 該第1カム部は、前記ケーブルの反対面を押し付ける第1カム押付面と、前記第1コンタクトの第1係合枢支部と係合する係合カム面とを有し、
- F 前記アクチュエータは、前記第1カム押付面と前記係合カム面とで周回するように、前記第1係合カム面に隣接する貫通穴を備え、それにより、前記第1コンタクトの第1係合枢支部によって回転可能に支持され、
- G 前記第2カム部は、前記ケーブルの反対面を押し付ける第2カム押付部と、前記第2コンタクトの第2係合枢支部と受容し係合する係合カム面とを備えることを特徴とするケーブル用コネクタ。

(3) 侵害物件

被告は、業として、被告製品を製造販売している。

被告製品1の構成は以下のとおりである(上述のとおり、本件で問題とされている侵害物件は2つあるが、本判決で判断されている争点は両者に共通しているため、被告製品2の構成要件は省略する。)。ただし、別紙物件目録を入手できなかったため、その詳細な構造は不明である。なお、判決文において、「部位2は、別紙物件目録1添付の図イ2のうちの青色で着色した部分であり、面2aは、同目録添付の図イ3、7のうちの茶色で着色した部分であり、面2bは、同目録添付の図イ3、7のうちの青色で着色した部分である」とされている。

- a 一面および反対面を持つケーブルを受けるためのケーブル用コネクタであって、
- b b1 ケーブルの一面に対向する接点部(1b、6b)とケーブルの反対面に対向する部位

- (1a、6a)とを持つコンタクト(1、6)と、
- b2 コンタクト(1、6)を後方から前方に挿入し保持するハウジング5と、
- b3 コンタクト(1、6)のケーブルの反対面に対向する部位(1a、6a)が受け入れられ接することができ、閉じたときにケーブルの反対面を押し付ける平坦な側面、および底面を含む下方部6分を持ち、ケーブルを接点部に圧接させるためのアクチュエータ4と、
- を有するケーブル用コネクタにおいて、
- c コンタクトは、ケーブルの一面に対向する接点部1bとケーブルの反対面に対向する部位1aとを持つ第1コンタクト1およびケーブルの一面に対向する接点部6bとケーブルの反対面に対向する部位6aとを持つ第2コンタクト6から成り、
- d アクチュエータ4の平坦な側面と底面とを含む下方部分は、第1コンタクト1のケーブルの反対面に対向する部位1aが受け入れられ接することができ、ケーブルの反対面を押し付ける部位2および第2コンタクト6のケーブルの反対面に対向する部位6aが受け入れられ接することができる部分7aとケーブルの反対面を押し付ける部位7bとを含む部位7から成り、
- e 部位2は、ケーブルの反対面を押し付ける面2bと、第1コンタクト1のケーブルの反対面に対向する部位1aが受け入れられ、接することができる面2aとを有し、
- f アクチュエータ4は、面2bと面2aとで周回する(まわる)ように、面2aに隣接する貫通穴を備え、それにより、第1コンタクト1のケーブルの反対面に対向する部位1aによって回転可能に支持され、
- g 部位7は、ケーブルの反対面を押し付ける部位7bと、第2コンタクト6のケーブルの反対面に対向する部位6aが中に受け入れられ接することができる部分7aとを備えることを特徴とするケーブル用コネクタ。
- h h1 上記ケーブル用コネクタにおいて、部分7aは、第2コンタクト6のケーブルの反対面に対向する部位6aが中に受け入れられ、接することができる切欠部分であるため、部位7bは、ケーブルの反対面を押し付ける縮小した部分として形成され、
- h2 それにより、アクチュエータ4が閉じた状態のときには、第2コンタクト6のケーブルの反対面に対向する部位6aは、部分7aに隣接している部位7bの近傍部分に当接することにより、第2コンタクト6はアクチュエータ4に係止していることを特徴とするケーブル用コネクタ。

(4) 対比

被告製品が本件発明の構成要件A、B1、B2、B3を充足することに争いはない。

2 争点

本件における争点は以下のとおりである。ただし、争点1以外は本判決において判断されていない。

(1) 被告製品は、「第1カム押付面」、「第1カム部」を有するか(本件発明の構成要件D、E、F

の充足性)(争点1)。

- (2) 被告製品2は、「コンタクトを予め定められた方向に挿入し」という構成を有するか(本件発明の構成要件B2の充足性)(争点2)
- (3) 被告製品は、「第2係合枢支部」を有するか(本件発明の構成要件Cの充足性)(争点3)
- (4) 被告製品は、「第2カム部」を有するか(本件発明の構成要件D及びGの充足性)(争点4)
- (5) 被告製品は、本件発明2の構成要件Hを充足するか(争点5)
- (6) 本件特許は、特許無効審判により無効にされるべきものか(争点6)
 - ア 進歩性の欠如
 - イ 特許法36条4項違反
 - ウ 特許法36条6項2号違反
- (7) 損害額(争点7)

第2 争点に関する当事者の主張

別紙「判決全文」をご参照のこと。

第3 裁判所の判断

1 結論

請求棄却。

2 争点1(被告製品は、「第1カム押付面」、「第1カム部」を有するか(本件発明の構成要件D、E、Fの充足性))について

- (1) 本件発明における「第1カム押付面」、「第1カム部」の意味について
前記争いのない事実等において認定した本件明細書の特許請求の範囲の記載及び前記アで示した本件明細書及び本件図面の記載を前提に、本件発明における「第1カム押付面」、「第1カム部」の意味を検討する。
 - (ア) 前記のとおり、本件明細書の特許請求の範囲には、「前記係合枢支部に係合するカム部を持ち」(構成要件B3)、「前記カム部は、前記第1および第2係合枢支部に係合する第1および第2カム部から成り」(構成要件D)、「該第1カム部は、前記ケーブルの反対面を押し付ける第1カム押付面と、前記第1コンタクトの第1係合枢支部と係合する係合カム面とを有し」(構成要件E)、「前記アクチュエータは、前記第1カム押付面と前記係合カム面とで周回するように、前記第1係合カム面に隣接する貫通穴を備え、それにより、前記第1コンタクトの第1係合枢支部によって回転可能に支持され」(構成要件 F)と記載されている。これらの記載によれば、本件発明に係るケーブル用コネクタに設けられている第1カム部は、第1係合枢支部に係合する係合カム面とケーブルの反対面を押し付ける第1カム押付面とからなり、アクチュエータが周回運動できるように、係合カム面と第1カム押付面をその周回面とする第1カム部が基軸となり、アクチュエータに設けられた貫通穴に位置する第1係合枢支部と係合し、この第1係合枢支部により回転可能に支持されるという構成を有するとともに、第1カム部の第1カム押付面は、アクチュエータが閉じた状態で、

ケーブルを押し付けるものであると認められる。

また、本件明細書の発明の詳細な説明の段落【0014】には、前記のとおり、「アクチュエータの貫通穴において、第1コンタクトは、第1カム部を第1係合枢支部で包み込むように作用する。」との記載があり、同記載からすれば、第1コンタクトの第1係合枢支部が、貫通穴において、第1カム部を包み込むように作用するというのであるから、第1カム部は、第1コンタクトの第1係合枢支部により包み込まれる柱状の部材でなければならず、第1カム部を、当該部材のみならず、アクチュエータの一部の平面も含めて構成される部材と解することは、明らかに不合理といわなければならない。

さらに、段落【0033】には、前記のとおり、「図15～図17、図21、及び図22に示されているアクチュエータ400の第1カム部410は、断面がレーストラックの楕円形状を呈する。係合枢支部230は、このような楕円形状の第1カム部410に係合するように形成されている。」と記載されているが、この記載は、第1カム部が、上記同様、柱状の部材のみであると解することによって、初めて、合理的に理解することができるものである。

したがって、本件発明における「第1カム部」とは、起立したアクチュエータの中央部分の貫通穴の下に位置し、本件発明突起部分1及び2のように略円柱状の突起物であって、第1コンタクトの第1係合枢支部と係合して周回する部材を意味し、「第1カム押付面」とは、その略円柱状の周回面の一部であって、アクチュエータを閉じた場合に、ケーブルを押し付ける部分を意味すると解するのが相当である。

(イ) これに対し、原告は、「第1カム押付面」は、別紙参考図16及び22の青色で着色した部分であり、「第1カム部」に相当する部分は、別紙参考図17及び23の青色で着色した部分であると主張するので、同主張について、以下検討を加える。

a 原告は、上記のように解する理由として、本件明細書の特許請求の範囲請求項1には、「前記係合枢支部に係合するカム部を持ち、前記ケーブルを前記接点部に圧接させるためのアクチュエータ」との記載があり、同記載からすれば、カム部はアクチュエータの一部である旨主張する。

しかしながら、カム部がアクチュエータの一部であるとしても、このことによりカム部の位置が定められるわけではなく、また、前記(ア)の説示とも反するものではないから、上記記載により原告主張が裏付けられるものではない。

b 原告は、本件発明における「第1カム部」は、突起状の部材とアクチュエータの一部から構成されるとの解釈に基づいて、「第1カム押付面」の範囲について、アクチュエータが閉じたときにケーブルに接することになるアクチュエータの平面部分(以下「アクチュエータ押付面」という。)のうちの第1コンタクトに対応する部分も含まれると主張する。

しかしながら、原告の上記主張によれば、アクチュエータ押付面の一部を占める第1カム押付面の具体的範囲を定める基準が明確でなく、また、「第1カム押付面」の範囲を原告主張の基準で画することの合理的理由も本件明細書から導き出せないから、本件発明の技術的範囲の外縁も曖昧とならざるを得ない(この点、現に、本件訴訟においても、原告は、当初、「第1カム押付面」及び「第1カム部」の範囲について、明確な主張をしていなかった。)。また、侵害訴訟などにおいて、侵害の有無が問題となる製品の具体的構

造によっては、アクチュエータ押付面のうちのどの部分までが「第1カム押付面」に含まれるかによって、本件発明の技術的範囲に含まれるか否かの結論が左右される場合もあり得る(例えば、アクチュエータ押付面を平坦なものにせず、凹凸を付けて、凸部分でケーブルを押し付けるようにした構成を採用した場合、その凸部の位置によっては、「第1カム押付面」に含まれるか否かが曖昧となり、同構成が本件発明の技術的範囲に含まれるか否かを判断することができない場合が生じ得る。)。そして、本件明細書の特許請求の範囲の記載において、「第1カム部」及び「第1カム押付面」の範囲が上記のとおり不明確であるとすると、特許法36条6項2号に反する余地も生じることとなる(なお、本件訂正請求に係る訂正がされたとしても、「第1カム部」及び「第1カム押付面」の範囲が不明確であることに変わりはない。)

他方、前記(ア)の説示のように、第1カム押付面と係合カム面とが一体の略円柱状の部材となって第1カム部を構成し、これが第1係合枢支部により回転可能に支持されるとする解釈は、明確かつ合理的である上、前記指摘の本件明細書の記載とも合致するものである。しかも、本件図面においては、前記アで認定したとおり、第1カム部を示す符号の引き出し線が柱状の部材から出ており、アクチュエータの側面を指示するものでないことが明白である(この点、原告は、「第1カム部」の一部が第1コンタクトに隠れているので、「第1カム部」の見えている代表的な部分から引き出し線を引いただけである旨主張するが、本件図4及び本件図21については、前記アのとおり、アクチュエータのうち、原告の主張に係る「第1カム押付面」に相当する部分が明瞭に視認できるのであるから、上記の説明が当を得ないことは明らかである。)

以上からすれば、原告の上記主張は採用できない。

- c 原告は、本件発明の構成要件Fの「前記アクチュエータは、前記第1カム押付面と前記係合カム面とで周回するように、前記第1係合カム面に隣接する貫通穴を備え」との記載の意味について、係合カム面は第1係合枢支部と係合し、第1カム押付面はケーブルからの反作用として押し付けられて、アクチュエータは第1係合枢支部とケーブルとにより挟まれた状態となり、この状態で、第1係合枢支部と係合する係合カム面と、ケーブルにより反作用を受ける第1カム押付面とで、アクチュエータが周回することができるように、第1係合カム面に隣接する貫通穴を備えるという意味であると主張する。

しかしながら、上記主張は、必ずしも明確でない上、「前記第1カム押付面と前記係合カム面とで周回するように」との文言と合理的に整合しないことは、前記(ア)及び(イ)bの説示に照らして明らかであるから、これを採用することはできない。

- d 原告は、「第1カム部」を前記説示のように略円柱状の部材と解し、「第1カム押付面」をその周側面の一部であると解すると、本件発明の第1実施の形態例の図面である本件図1、4及び5においては、アクチュエータが閉じた状態で、「第1カム押付面」はケーブルに接しないから、不合理である旨主張する。

しかしながら、特許発明の技術的範囲は、まず第1に特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない(特許法70条1項)ところ、本件における特許請求の範囲の記載の解釈は、前記(ア)のとおりである上、同解釈は、本件明細書のその他の記載とも

合致するものであるから、これが本件図1、4及び5の図示と整合しないとしても、上記解釈が左右されるものではない。

- e 原告は、本件明細書の段落【0014】の「第1コンタクトは、第1カム部を第1係合枢支部で包み込むように作用する」との記載は、「作用」の欄にあるから、本件発明の構成を定めるものではないなどとして、上記記載を根拠として本件発明の構成を認定することはできない旨主張する。

しかしながら、発明の詳細な説明における記載が作用についてのものであっても、発明の構成の認定のために参酌できることは当然であり、段落【0014】の上記部分は、第1係合枢支部が第1カム部を包み込むように作用する旨明確に記載しているところ、仮に、第1係合枢支部が包み込む部分が第1カム部のうちの係合カム面のみであり、第1カム押付面を包み込むものではないとすると、例えば、「第1コンタクトは、係合カム面を第1係合枢支部で包み込むように作用する」などと記載して、上記の構成が理解できるような表現となるのが自然であると解されるから、原告の上記主張は理由がない。

- f 原告は、第1カム部が第1係合枢支部で包み込まれる形状であるとすれば、第1カム押付面も第1係合枢支部で包み込まれることになり、第1カム押付面はケーブルの反対面を押し付けることができなくなると主張する。

しかしながら、例えば、前記アで判示したとおり、本件発明の第2実施の形態例の図面である本件図15、17、21及び22は、第1カム部が第1係合枢支部に包み込まれる形状であり、しかも、第1カム押付面はケーブルの反対面を押し付けていることから明らかなように、第1カム部が第1係合枢支部で包み込まれる形状であっても、アクチュエータを閉じたときに、第1カム押付面がケーブルを押し付けることのできる形状は十分考えられるから、原告の上記主張は理由がない。

(2) 対比

被告製品の構成は、前記争いのない事実等で判示したとおり、別紙物件目録1及び2並びに別紙被告図面①ないし⑩のとおりであるところ、被告製品のうち本件発明の「第1カム部」に相当する部材として考えられる部分は、別紙被告図面①ないし⑩中の青色と赤色で囲まれた第1コンタクト対応部分であるが、同部分は、第1コンタクトの係合枢支部(1a)と係合する係合カム面(2a)を有するが、前記争いのない事実で判示したとおり、アクチュエータ(4)を閉じたとき、ケーブルに接しないから、ケーブルを押し付けるものではない。

したがって、被告製品における第1コンタクト対応部分は、本件発明における「第1係合カム面」を有するのみであるから、本件発明の「第1カム部」には当たらない。したがって、被告製品は、本件発明の「第1カム部」及び「第1カム押付面」を有しないことになるから、被告製品は、本件発明の構成要件D、E及びFを充足しない。

3 その他の争点

したがって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がない。

第4 検討

1 クレーム解釈の手法

特許権の保護対象は、特許請求の範囲に記載された発明である。したがって、特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲である。

特許法70条 1 項は、「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。」と規定し、同条 2 項は、「前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載および図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。」と規定している。

本判決でも、まず特許請求の範囲の記載に基づいて解釈したのち(上記第3 2(1)アの第 1 段落)、本件明細書の発明の詳細な説明の記載がかかる解釈と整合することを挙げて解釈を補強する(上記第3 2(1)アの第2・第 3 段落)という構造になっている。

2 図面との不整合

本件では、原告が、被告の解釈(裁判所が採用)によると明細書の図面(本件図面)と整合しないと主張した。

これに対し、本判決は、以下のように述べている。妥当な判断と思われる。

「特許発明の技術的範囲は、まず第1に特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない(特許法70条1項)ところ、本件における特許請求の範囲の記載の解釈は、前記(ア)のとおりである上、同解釈は、本件明細書のその他の記載とも合致するものであるから、これが本件図1、4及び5の図示と整合しないとしても、上記解釈が左右されるものではない。」

3 「作用」の欄の記載の参酌

本件では、原告が、被告の解釈(裁判所が採用)がその解釈の根拠の1つである記載は「作用」の欄にあるから、本件発明の構成を定めるものではなく、かかる記載を根拠として本件発明の構成を認定することはできないと主張した。

これに対し、本判決は、以下のように述べている。妥当な判断と思われる。

「発明の詳細な説明における記載が作用についてのものであっても、発明の構成の認定のために参酌できることは当然」

以上